



2025年2月18日

各位

会社名 ロードスターキャピタル株式会社
代表者名 代表取締役社長 岩野 達志
 (コード番号：3482 東証プライム市場)
問合わせ先 取締役最高財務責任者 川畑 拓也
 (TEL. 03-6630-6690)

譲渡制限付株式報酬制度の改正に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度(以下、「本制度」)の改定を決議し、本制度に関する議案を2025年3月27日開催予定の第13回定時株主総会(以下、「本株主総会」)に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、上記に関する取締役会決議は、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会での審議・答申を踏まえた上で行ってまいります。

記

1. 本制度の改定の理由

譲渡制限付株式報酬制度につきましては、2022年3月30日開催の第10回定時株主総会において、「取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」としてご承認いただき(以下、当該定時株主総会における同議案に係る決議を「当初決議」といいます。)、導入しております。

今般、当社株価の上昇に伴う当社株式価値の増加等を考慮して、当初決議の内容を以下のとおり改定し、対象取締役に対し、現行の取締役の金銭報酬枠とは別枠で、新たな譲渡制限付株式の付与のための報酬制度を導入することを本株主総会に付議する予定です。

2. 改正後の本制度の概要

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、①取締役の職務執行の対価として、募集株式の引換えとして金銭等の給付を要せずは無償で当社の普通株式(譲渡制限付株式)の発行若しくは処分を受け(以下「無償交付方式」という。)、又は、②当社から報酬として支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式(譲渡制限

付株式)の発行若しくは処分を受けるものとします(以下「現物出資方式」という。)。無償交付方式又は現物出資方式により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、無償交付方式と現物出資方式をあわせて、年60千株以内(ただし、本制度の改正に関する議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。)とします。

また、譲渡制限付株式付与のために発行又は処分をされる当社の普通株式の総額は、無償交付方式と現物出資方式をあわせて、年額200百万円以内といたします。

なお、①無償交付方式による場合、譲渡制限付株式の付与に際して金銭の払込みは要しないものの、対象取締役の報酬額は、1株につき譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として算出します。また、②現物出資方式による場合、その1株あたりの払込金額は、譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として本株式を引き受ける対象者に特に有利な金額とならない範囲において取締役会にて決定する金額とします。

各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬委員会への審議・諮問を経て、取締役会において決定することといたします。

さらに、上記の方法により当社の普通株式を発行又は処分するに当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結するものとします。

- (1)対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)
- (2)対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間(以下「役務提供期間」という。)が満了する前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3)当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、上記(2)の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって

譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が死亡、任期満了、定年その他正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整することができるものとする。

- (4)当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5)当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除することができるものとする。
- (6)上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7)本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以上